

給付・補助金 永年褒賞記念品 請求一覧

請求書締日:毎月15日必着
年度:4月1日～翌年3月31日

- 専用の給付・補助請求書はふれあう共済ホームページまたは事務の手引きに掲載しています。
- 添付書類のみでは請求できません。必ず専用の給付・補助金請求書と一緒に提出ください。
- 請求期限が過ぎますと無効となりますのでご注意ください。
- 入会後に発生した事由に対して請求いただけます。
- 必ず給付補助の事実が発生してから申請してください。事由発生前の申請については書類を返却します。

ふれあう共済
ホームページ



■給付金 請求期限・・・請求基準日から1年以内 [書類に不備がない場合は当月月末にお届けの事業所口座に振込]

給付項目	金額	請求基準日	添付書類 添付書類がない場合、受付不可	注意事項
二十歳祝金	10,000円	会員の満20歳の誕生日	申請不要/振込通知なし	誕生日 1～15日・・・当月末振込/16～31日・・・翌月末振込
結婚祝金★	10,000円	会員の入籍日	不要 *氏名変更がある場合は「変更届」を提出	
出産祝金★	10,000円	会員の実子の出生日	不要	*会員と子の姓が異なる場合、ご連絡することがあります。
小学校入学祝金★	5,000円	実子の小学校入学年の4月1日	不要	*子1人につき1件請求可 (例)双子→2件請求可
中学校卒業祝金★	10,000円	実子の中学校卒業年の3月1日	不要	
結婚25周年祝金★	15,000円	入籍日から満25年(銀婚式)を迎えた日	不要	
傷病見舞金 年度内1回	10,000円	会員が病気やけがで30日以上連続して休職または欠勤後、復職した日(給料の有無不問)	不要 *過去2年度内に請求された方は医療機関が発行した診断書等	*必ず復職してから請求 *休職開始日から復職日の期間が会員であること *休職中に発生した事由は請求対象外
死亡弔慰金 (本人)	入会15年以上 70,000円 入会15年未満 50,000円	会員の死亡日	◆死亡事実が確認できる書類 (例)会葬礼状、死亡届、死亡診断書、戸籍謄本、新聞記事等 ◆会員退会届・会員証	*地震もしくは噴火またはこれらによる津波、戦争、暴動等によるものは対象外。
死亡弔慰金 (配偶者)	30,000円	会員の配偶者の死亡日	◆下記1～4全ての事項が確認できる書類 1.会員氏名 2.死亡者氏名 3.死亡事実(死亡日、葬儀日等) 4.会員と死亡者との続柄(夫、長女等) (例)会葬礼状、戸籍謄本、健康保険被扶養者(異動)届、新聞記事、死体火葬許可証等	*死産(妊娠7ヵ月以上の流産)または、子が出生して生後14日以内に死亡された場合は死亡弔慰金をご請求ください。
死亡弔慰金 (一親等血族)	10,000円	会員の一親等血族(実父、実母、実子)の死亡日 *義父、義母は対象外		

★印・・・夫婦ともに会員である場合はそれぞれ請求可(但し、死亡弔慰金一親等は血族が対象の為不可)

■補助金 請求期限・・・請求基準日から2ヵ月以内 [書類に不備がない場合は当月月末にお届けの事業所口座に振込]

補助項目	金額	請求基準日	添付書類 専用請求書に添付書類がない場合、受付不可/添付書類のみでの請求不可
宿泊施設利用補助 令和5年度は年度内2回	1,500円	宿泊最終日	◆会員本人フルネーム入りの宿泊先発行の領収書またはふれあう共済専用宿泊証明書 *1人当たりの宿泊料金が判読できるものに限る。 *支払った宿泊費が1人1泊 税別3,000円以上(飲食費、ポイント、補助金を除く)であること。
人間ドック受診補助 年度内1回 *脳ドック可 *がんPET検診可 *健康診断は対象外	5,000円	受診日 宿泊受診の場合は、その最終日	◆指定医療機関発行の人間ドック受診料領収書またはふれあう共済専用人間ドック受診証明書 *会員本人フルネーム、受診科目(人間ドック)、受診日、受診料金の記載があること。 *年度内に40歳以上になる会員が受診したもので、受診料15,000円(税別)以上 【指定医療機関】 ● 本庄内科病院 ● 魚住クリニック ● 日赤熊本健康管理センター ● 朝日野総合病院 健診センター ● 熊本県総合保健センター ● 熊本託麻台リハビリテーション病院 ● 熊本市医師会 ヘルスケアセンター ● くまもと成城病院 ● 服部胃腸科 ● 熊本県厚生農業協同組合連合会健康管理センター ● 鶴田病院 健診センター ● 帯山中央病院 ● 九州記念病院 ● みうら脳神経クリニック ● くまもと南部広域病院 ● 済生会みすみ病院
指定コンサート等 利用補助 年度内2回	1,500円	公演・開催日	◆チケット半券 *電子チケットの場合の添付書類は会報誌・ふれあう共済ホームページをご覧ください。 *会報誌で指定するコンサート等が対象で、会員本人が参加したものであること。
指定資格・検定試験 受験補助 年度内2回	2,000円	試験日	◆会員本人名義の①受験票 ②試験結果レポート ③受験料領収書 のいずれか 【指定資格・検定試験】 ● 社会保険労務士 ● 福祉住環境コーディネーター検定(1～3級) ● 宅地建物取引士 ● ファイナンシャルプランニング技能検定(1・2級) ● 介護福祉士 ● リテールマーケティング検定(1～3級 販売士) ● 社会福祉士 ● カラーコーディネーター検定(スタンダード・アドバンス) ● 保育士 ● ビジネス実務法務検定(1～3級) ● 調理師 ● ビジネスマネジャー検定 ● 建築士 ● DC(企業年金総合)プランナー ● 建設業経理士 ● 環境社会(eco)検定 ● 毒物劇物取扱者 ● 日商簿記検定(1・2級) ● 衛生管理者(1・2種) ● 日本漢字能力検定(1～2級) ● 電気工事士(1・2種) ● 英検(1～3級) ● 危険物取扱者(甲・乙種) ● TOEIC ● 土木施工管理技術検定(1・2級) ● 情報技術者試験(基本・応用) ● 排水設備工事責任技術者資格認定試験 ● MOS ● ケアマネージャー(介護支援専門員実務研修受講試験) ● ITパスポート ● 秘書検定(3級単独受験は対象外)
サンライフ熊本 利用補助 【会員】年度内2回	上限 2,000円	受講料:講座終了日 施設利用:利用日	◆施設利用・・・領収書またはチケット/講座受講・・・不要 教材費は対象外 *同一年間講座は年度内1回まで *会員本人が利用したものであり、施設利用は「利用日ごとに1回」とカウント
サンライフ熊本 利用補助 【一親等以内の同居家族】 年度内1回	上限 2,000円	受講料:講座終了日 施設利用:利用日	◆施設利用・・・領収書またはチケット/講座受講・・・不要 教材費は対象外 ◆会員と家族との同居が確認できる書類 (例)会員・家族それぞれの免許証・健康保険証の写し等 *施設利用は「利用日ごとに1回」とカウント

■永年褒賞記念品 請求基準日の翌月10日頃までにカタログギフトを事業所宛てに自動送付

交付項目	交付	請求基準日	添付書類
永年褒賞記念品 5年・10年・20年・30年	カタログギフト	ふれあう共済に加入してから 満5年・10年・20年・30年を迎えた日	申請不要



ふれあう共済 ☎096-345-7311
マスコットキャラクター キョウさん